

家政学におけるワーク・ライフ・バランス

重川 純子

はじめに

- 1 家政学・生活経営学（家庭経営学）における生活時間で捉える雇用者の生活
- 2 家政学におけるワーク・ライフ・バランス概念
- 3 家政学におけるワーク・ライフ・バランス研究
- 4 家計からワーク・ライフ・バランスを考える

おわりに

はじめに

ワーク・ライフ・バランスの語が広く使われるようになったのは2000年代後半（2006年以降）である。朝日新聞でこの語を検索すると、2002年の「ワーク・ライフ・バランスの提案」の副題を付した『会社人間が会社をつぶす』（パク・ジョアン・スックチャ著、朝日新聞社）の書評が嚆矢である。その後も2005年までは数件だったが、2000年代後半に件数が増加し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定された翌年2008年には100件を超え（「仕事と家庭の両立」の語は2000年代最初にも数十件みられる）、広く知られるようになってきた。

政策課題として、少子化対策、男女共同参画推進の中での子育てと仕事の両立だけでなく、働き方・働かせ方の見直し、女性の活躍を推進する中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が喫緊の課題となっている。

2003年に厚生労働省に設置された「仕事と生活の調和に関する検討会議」の開催要項に示される目的には、「最終的には、働く者が納得ずくで安心した働き方を志向（働きがいの確保）すること、企業が労働力の効率的活用を志向（効率・労働生産性の追求）すること、との調和が図れるよう、いかに環境整備を行うか、言い換えれば、働く者が、仕事と生活を調和させつつ、その意欲と能力を生かして充実した生涯を送れるよう、いかに環境整備を行うかということが重要」と示されており、労働の場面での労働者と雇用主側の調和が主題とされていたが、翌年の報告書では「仕事については、誰もが自らの選択により、家庭、地域、学習やボランティア活動などの様々な「仕事以外の活動」すなわち「生活」と様々に組み合わせ、両者の「調和」を図ることができるようにする必要がある。」とされ、家庭や地域、個人的な活動が生活と捉えられている。2007年の憲章においても、仕事上の責任と家庭や地域生活などが並列されている。仕事と生活の調和（ワー

ク・ライフ・バランス) 憲章では、めざす社会の具体的状況として、①就労による経済的自立が可能、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる、③多様な働き方・生き方が選択できる、があげられている。

1 家政学・生活経営学(家庭経営学)における生活時間で捉える雇用者の生活

家政学は、家庭生活を中心とした人間生活における人と環境との相互作用を研究対象としており、生活を営む人の側の視点に立ち、生活の質の向上と人類の福祉への貢献を指向している。食生活や衣生活、住生活の自然科学的な研究だけでなく、生活経営学(家庭経営学)、家族関係学、家庭経済学の社会科学的なアプローチによる研究も行われている。生活経営学(家庭経営学)の基本的研究対象は、家計、労働、時間、家族、地域などである(阿部1989)。これらの金銭や時間、エネルギー、家族関係・人間関係、情報などを鍵に、生活上の問題の析出や解決方策を検討している。

家政学会誌は1951年に創刊されているが、初期の段階から主婦や農村の女性を対象とした生活時間による生活実態の調査研究がみられる。ワーク・ライフ・バランスの語は用いられてはいないが、雇用者の働き方が問題にされている。稲葉(1955)は日本全体では雇用者割合が半数以下であった1953年に雇用者の共稼ぎ世帯に着目し、「職業を持つ婦人の家庭における生活の問題を解決する」とともに「家庭生活の全体的な問題解決」に資することを目的に、同一世帯の夫と妻を対象とする生活時間の調査を行っている。藤本武による労研方式ともいわれる時間分類(収入生活と消費生活に二分し、後者をさらに生理的生活、家事的な生活、社会的文化的生活に区分)で集計している。妻の実態捕捉が主眼であるが、配偶者である夫の生活も調査対象としている。妻は収入を得るための労働と家事労働をあわせた「全労働時間」が長く、社会的文化的生活時間や睡眠時間を圧縮している実態が示され、家事の合理的編成が提案されている。稲葉は、この後も、共稼ぎ世帯に注目しながら、1961年、1967年にも調査を行っている(稲葉・三東1963、稲葉・桑田1969、同1970ab)。その後、稲葉の1967年調査の共同研究者であった桑田が伊藤、大竹とともに1975年に調査を行っている。1980年以降5年おきに2000年まで伊藤らにより継続的に調査が行われている。いずれもジェンダー視点から雇用者世帯の夫妻を対象としているが、家庭生活、生活を取り巻く環境が変化する中、当初の夫妻の労働力再生産への着目から、働き方(収入労働のあり方)や無償労働へ、さらに社会福祉サービスを活用した生活福祉経営へと、中心的着目点を展開させながら生活時間調査が行われている(伊藤他1984、伊藤他1989、天野他1994、伊藤他2000、伊藤他2005)。

この他、貴志他(2006)は『社会生活基本調査』の個表分析により同一世帯の夫と妻の有償労働と無償労働の関係を分析している。また、伊藤(2013)は『社会生活基本調査』により、家庭内で介護を行っている40歳代から60歳代の男女に焦点をあて生活時間の分析を行っている。

2 家政学におけるワーク・ライフ・バランス概念

家政学分野において「ワーク・ライフ・バランス」概念について検討した2つの論考(御船

2008, 森田 2008) から, この用語の捉え方をみていくこととする。

御船 (2008) は, 2007 年に独立行政法人経済産業研究所により 2 人ずつの論争形式で行われた 4 つのセッションからなるシンポジウムを収録した『論争 ワーク・ライフ・バランス』の中の 1 セッション「家庭と職場のありかたとワーク・ライフ・バランス: その前提と道筋」の第 1 報告である。報告のタイトルを「ジェンダーセンシティブなワーク・ライフ・バランス論をめざして」としており, ワーク・ライフ・バランスとして捉えることにより, これまで女性の問題とされていた仕事と家庭の両立・葛藤が「両性にとっての問題」になり, ライフが初めて「問題」として認識されている」と捉えている。ライフとワークの関係について, 「ライフの中でワークを位置づけるということが本来のあり方だという立場」であるが, 実際には多くはワークを起点にしており, ライフはワーク以外と位置づけられている, としている。また, ワークの含むところについて, 「仕事ワークだけを意味しているとするすれば, 仕事ワークだけでバランスを論じることになりますから, きわめて問題が多く, 家事についても, 「ライフを直接支えるワークであり, いわゆる収入を伴う仕事以外の unpaid work」としている。これは, 仕事と家事を合算してそれぞれの内訳がみえない形にする提案ではなく, 2 つのワークそれぞれの量を捕捉し, バランスを考える提案である。調査データから, 有配偶男性は「多くの仕事ワーク+わずかの家事・育児ワーク+趣味」, 有配偶女性は「ある程度仕事ワーク+多くの家事・育児ワーク+ほんの少しの趣味」であり, 男女でバランスの状況が異なることを示している。この大きく異なる状況に対して, 「女性のみに向けられる家事・育児ワークの義務, この問題をふまえないければ, 選択の自由の下でバランスをとるといっても, なかなか選択の対象にならないという問題点が, 大きく横たわっている」とし, どのワークをどの程度行うかは一見自由に選べる選択肢があるようにみえるが, 「極めて強固な性別役割分業」の意識や仕組みの中での「自由な選択」になってしまっている。

森田 (2008) は, 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する先行研究 (家政学分野のものは含まれていない) の検討により, この概念の陥穽として, 女性を対象とした少子化対策と関連づけられ男性が排除された調和であること, 調和によるメリットを個人の主観的満足ではかることは, 問題状況であっても労働者側が受け入れていけば問題化せず, 問題化しても労働者の自己責任として捉えることにつながりうること, 仕事と生活それぞれへの重みのかけ方は各自が自由に決定でき, それは家族的責任を伴うような労働者の場合にも同じように考えられていることを示している。このような状況の改善の方策として, 家政学における生活の捉え方からの概念検討を行っている。生活を仕事以外の私生活としてではなく, 御船 (2000), 長嶋 (2000) の論考を参照し, 「人間が生まれてから死ぬまでの営み」であり, “生命 [Vital-life], 暮らし [Living], 人生 [Life-course]” の 3 方向で捉える視座をもつものとして捉え, 調和 (バランス) のとれた状態は, この 3 方向いずれも破綻させることのない状態であり, 調和によるメリットについては, アマルティア・センの「福祉」(well-being), 生き方の幅で捉えることを提案している。ワーク・ライフ・バランス施策は, 「生存・暮らし・人生の質を高める支援体制」を持ち, 性に中立的なものであることが求められている。

女性活躍推進政策の中では, 女性の仕事と家事・育児・介護の両立を支援するため, 男性への休暇・休業促進といった男性への働きかけもみられるが, 保育環境の拡充や家事支援サービスなどに

より女性の家事・育児ワークに費やしている時間を仕事ワークにいかに関り向けていくかが検討されている。もちろん、利用できる環境を活用するか否かは当事者次第である。

3 家政学におけるワーク・ライフ・バランス研究

ここでは、一定対象に焦点をあてたワーク・ライフ・バランスの実態を取り上げた研究、企業のワーク・ライフ・バランスの取組、ワーク・ライフ・バランスの分析方法を取り上げた研究を取り上げる。

実態調査の論文の中でワーク・ライフ・バランスという語について、田野井他（2012）では性別・配偶関係は問わず中学校教員を対象としており、子育てにとどまらず捉える意図から「仕事と生活」を用い、バランスは対象者の自覚により捉えている。吉田（2017）ではワーク・ライフ・バランスの語は用いられず、対象が子育て中の母親であるため、仕事と育児の両立に焦点を絞っている。森田（2018）は子育て中の母親を対象としており、「仕事と家庭生活」を用い、バランスについては対象者の自覚により把握し、どのような状態がバランスに関わっていると認識しているかを捉えている。捉え方は、必ずしも一定していない。中学校教員を対象とした田野井他（2012）では、対象者の約半数が仕事と生活のバランスがとれていないと認識しており、特に男性では睡眠や病気治療の不十分さとの関わりが示されている。吉田（2017）は聴覚障害女性を対象にインタビュー調査を行った結果、育児を含めた生活支援情報取得、情報の利用が困難な場合があること、経済的自立のための社会保障・所得保障制度の見直しが必要であることを示している。森田（2018）の調査対象の母親たちは仕事と家庭生活のバランスは比較的とれていると認識しており、バランスをとるために職場、家庭それぞれで生活資源を駆使し調整しているが、自身のウェルビーイングを犠牲にせざるを得ないことがあること、夫が仕事を調整するのは困難と考えており、そのことを積極的に望んでいないことが示されている。

企業の両立支援への取組を調査した論文の中でワーク・ライフ・バランスという語について、三善（2008）は、生活は生きるためのすべての活動を指すものであるため、私的な活動を指す語として「プライベート・ライフ」を用いることとし、バランスを両立と訳している。斎藤（2011）では、ワークを有償労働時間、ライフを無償労働時間とし、生活時間量で捉えている。三善（2008）では、転勤について社員の両立支援に配慮する企業5社の人事担当者にインタビュー調査を行った結果、制度があっても女性の育児支援に限られていたり、制度利用が低水準など、実効性を高める必要があることが示されている。斎藤（2011）は地域をあげたワーク・ライフ・バランス推進について先進的地域における自治体・企業・市民の関係を事例から明らかにしている。

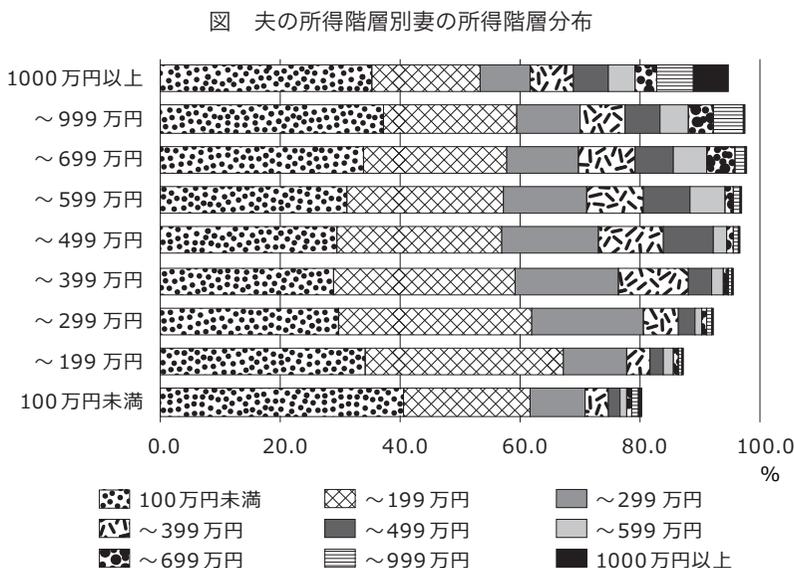
久保・片岡（2017）は、ワーク・ライフ・バランスの状況を評価するために、学齢期までの子どもを持つ共働きの妻を想定した分析方法の試案を作成している。生活時間から規準となる状態を設定し、規準と実態のズレを捉え、ズレがある場合にはその対応を検討する。対応により葛藤が生じている場合にワーク・ライフ・バランスが実現していないと判断することになる。職場の要求を内面化している場合には葛藤が生じない場合もあり、生活の価値についての測定方法の検討が課題とされている。

4 家計からワーク・ライフ・バランスを考える

最後に、生活経営学（家庭経営学）の研究対象の1つである家計の観点からワーク・ライフ・バランスについて考えてみたい。

既に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章の中で、めざす具体的方向性の1つに、就労により経済的自立可能であることがあげられており、最低賃金の引き上げも進められている。当面めざす時給1,000円となった場合に週40時間就労して収入は約17万円ある。居住地域の住宅費にもよるが、市民参加による稼働年齢の単身者の最低生活費試算（2011年時点）では、消費支出月額が男性19.4万円、女性18.3万円であり（重川・山田2012）、時給1,000円の水準では十分とはいえない。

夫と妻のいる世帯について、既婚女性の雇用者化により共働き世帯が増加し、夫が雇用者である世帯中、妻も雇用者である世帯は2017年には65%を占める（総務省統計局『労働力調査（詳細集計）』）。しかし、就労形態別ではパート・アルバイト、派遣、契約など非正規雇用の割合が多く、同調査によると、女性雇用者中過半数の56%である。下図には夫妻共に有業世帯の夫の所得と妻の所得分布を示している。



注：「夫婦のみの世帯」「夫婦と親から成る世帯」「夫婦と子供から成る世帯」「夫婦、子供と親から成る世帯」のうち夫と妻が有業の世帯。100%に満たない部分は不明分。
資料：総務省統計局『平成29年就業構造基本調査』

妻の収入階層が夫の収入と同じかそれ以上の階層である割合は全体の約20%であり、約8割の世帯では夫の収入が妻の収入を上回る。夫の所得階層によらず、妻の収入は100万円未満と100万円から199万円までの割合が過半数を占める。家事・育児のアンパイドワークに時間を割かなけれ

ばならずペイドワークの時間を抑える他、就労形態による賃金格差、男女の賃金格差の影響を受ける。日本労働研究・研修機構により学歴、勤続年数、企業規模の調整を行った男女の賃金格差が算出されている。男性を100とすると、1990年には女性は76.2であり、徐々に改善傾向にあるが、2010年頃から80前後で推移している（労働政策研究・研修機構『ユースフル労働統計2017』）。女性の就労形態別賃金（時間当たり所定内給与）格差では、短時間労働者は一般労働者の約7割である（同上）。パート就労の場合、税制等制度の状況を考慮し就業調整をする場合もある。以前に比べ割合は低下しているが、配偶者のいる女性パート就労者中約23%が就業調整をしている。この理由として、所得税の非課税限度や配偶者控除制度、社会保険の扶養限度をあげる割合が高い。配偶者控除について、女性活躍の推進から限度額が引き上げられたが、就業調整の余地があることには変わらない。既に指摘されているように、控除は一定所得があって有効であるということも踏まえ、支援すべきニーズに対しては手当による対応が必要である。

アンペイドワークからは収入は得られないが、家庭内で家事・育児を担うことにより支出を抑制することができる。また、家事・育児によりものやサービスを生産しており、その分を帰属所得と捉えることができる。御船（1995）は家計管理タイプ別に家事・育児時間から帰属所得を算出し、ペイドワークの収入とあわせて収入の評価を行っている。ペイドワークの世帯収入では共働きが専業主婦世帯を上回るが、帰属所得を加えると専業主婦世帯の世帯収入額は共働き世帯とほとんど変わらないことから、単純に片働き世帯を優遇する配偶者控除の存在に疑問を呈している。

先述のように、夫妻間の収入では夫の収入が妻の収入を上回ることが多いが、妻が夫と同程度以上に稼得している夫妻（対等世帯）の関係を夫の稼得が妻を上回る世帯（夫超越世帯）と比べると（重川2004）、対等世帯は、相対的に性別役割規範が弱く、夫の帰宅時間が早く、家事・育児実施度が高く、情緒面でもより協力的である。また、家計面では対等世帯は世帯全体と妻にとってだけでなく、夫にも経済的ゆとりをもたらしていることが示されている。

意識が状況に影響を及ぼすだけでなく、状況が意識に影響するといった双方がある。「男は外で働き、妻は家庭を守る」といった性別役割分業意識について、時系列的には弱くなっているが、依然賛成（「どちらかといえば賛成」含む）割合が40.7%を占める（内閣府『平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査』）。賛成理由のうち最も多いのは、子どもの成長などによい（60.4%）であり、続いて家事・育児・介護と両立しながら働き続けるのは大変（45.6%）、夫が働いた方が多くの収入を得られる（32.9%）である。男女とも順位は同じであるが、子の成長は男性の方が高く、大変と収入は女性の方が高い。反対理由について、最も多いのは、固定的な意識を押しつけるべきではない（52.8%）、続いて、妻が働いて能力を発揮した方が個人や社会によい（46.8%）、妻も働いた方が多くの収入を得られる（40.6%）、男女平等に反する（38.4%）である。男性の場合、1位が能力の発揮、2位が意識を押しつけるべきでない、3位が平等に反するである。意識の押しつけや収入では女性の方が男性に比べ選択割合が高く、能力発揮、平等では男性の方が高い。最も多い選択ではないが、賛成、反対それぞれに収入が考慮される場合があることがわかる。世帯の状況だけでなく、雇用、賃金などの社会経済状況が影響する可能性が示唆される。男女の役割意識について、「夫は家族のために収入を得る責任をもつべき」かを尋ねた結果では、男女ともそれぞれに賛成する割合が9割を超え、夫がペイドワークに偏ることを夫妻ともに期待する側面がみられる

（家計経済研究所 2009）。

日本の夫婦の財産制は別産別有制であり、収入は稼いだ人に帰属するが、意識面では、妻、夫ともに共有（2人のもの）と考える割合が高い。ペイドワーク、アンペイドワークへの夫、妻の関わり方が異なることは財産の保有にも影響する。夫も妻も関わり方は異なるものの妻も夫以上に財産形成に貢献したと考えているが、保有にはつながりにくい。しかし、財産についても名義によらず使うことができると考える割合が比較的高い（重川 2016）。全体的なワークの状況を考慮し、実際面で調整しているようにみえるが、名義人でない側が自分のためだけでなく実家や友人のために使いたいと考えた場合、あるいは夫婦関係が良好でなくなった場合に同じ回答が得られるだろうか。

おわりに

ワーク・ライフ・バランスが政策課題になり 10 年以上、男女共同参画では 20 年近くが経過している。M 字型といわれた女性の年齢別労働力率の底は上昇してきたが、先にみたように性別役割意識は強固である。次世代は現実社会をみながら社会のあり方を理解していくことになるが、学校教育の中でも、男女の関係やワーク・ライフ・バランスについて考えることになっている。家政学と関係の深い家庭科でも、高等学校において、男女共同参画は学習指導要領 2000 年改訂から、ワーク・ライフ・バランスは 2010 年改訂から取り上げられている。男女ともに家事や育児に関する基本的な知識や技能を身につけるとともに、強固な性別役割分業意識の背景や影響などを様々な立場に立って生徒自身が考えることにより、自分や社会のあり方を見直し、すべての人にとってワーク・ライフ・バランスを含むよりよい生活につながることを期待したい。

（しげかわ・じゅんこ 埼玉大学教育学部教授）

【参考文献】

- 阿部和子（1989）「家庭経営学の定義と研究対象」日本家政学会編『家庭生活の経営と管理』朝倉書店、1-13 頁。
- 天野寛子・伊藤セツ・森ます美・堀内かおる・天野晴子（1994）『生活時間と生活文化』光生館。
- 稲葉ナミ（1955）「共稼ぎ夫婦の生活時間構造について（第一報）」『家政学雑誌』第 6 巻第 2 号、64-68 頁。
- 稲葉ナミ・三東純子（1963）「共稼ぎ家庭と一般家庭の夫婦の生活の時間的構造について（第 4 報）——昭和 36 年調査と 5 年前の調査との比較」『家政学雑誌』第 14 巻第 3 号、212-217 頁。
- 稲葉ナミ・桑田百代（1969）「共働き家庭と一般家庭の夫妻の生活時間構造について（第 6 報）：昭和 42 年調査と 31 年・36 年調査との比較」『日本家政学会誌』第 20 巻第 4 号、305-309 頁。
- 稲葉ナミ・桑田百代（1970a）「共働き夫妻と一般夫妻の生活時間構造について（第 7 報）：子の有無・末子の年齢による影響について」『日本家政学会誌』第 21 巻第 3 号、207-213 頁。
- 稲葉ナミ・桑田百代（1970b）「共働き夫妻と一般夫妻の生活時間構造について（第 8 報）：子どもの人数・家族員数による影響について」『日本家政学会誌』第 21 巻第 3 号、214-220 頁。
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利（1984）『生活時間』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子共編著（1989）『生活時間と生活様式』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・李基榮共編著（2000）『生活時間と生活意識』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷志編著（2005）『生活時間と生活福祉』光生館。
- 伊藤純（2013）「生活時間に見る中高年期男女の家族介護の現状とワーク・ライフ・バランスをめぐる課題

- 「平成 23 年社会生活基本調査」の利用を通じて」『學苑』第 869 号, 14-22 頁。
- 家計経済研究所 (2009)『現代核家族のすがた』(家計経済研究所研究報告書No.4)
- 貴志倫子・上原智子・平田道憲 (2006)「雇用者夫妻のペイドワーク時間とアンペイドワーク時間——ワーク時間階級別にみた夫妻相互の生活時間」『日本家政学会誌』第 57 卷第 1 号, 3-12 頁。
- 久保桂子・片岡舞 (2017)「ワーク・ライフ・バランスの分析方法の検討」『千葉大学教育学部研究紀要』第 65 号, 335-340 頁。
- 御船美智子 (1995)「家計内経済関係と夫妻間格差——貨幣と働く時間をめぐって」『家計経済研究』第 25 号, 57-67 頁。
- 御船美智子 (2000)「生活者主体のエンパワーメント」日本家政学会生活経営学部会編『福祉環境と生活経営』朝倉書店, 151-163 頁。
- 御船美智子 (2008)「家庭と職場のありかたとワーク・ライフ・バランス——その前提と道筋」山口一男・樋口美雄編『論争ワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社, 82-105 頁。
- 三善勝代 (2008)「『両立支援』企業 5 社における転勤施策と運用実績の概況」『和洋女子大学紀要 家政系編』第 48 集, 87-95 頁。
- 森田美佐 (2008)「家政学における『仕事と生活の調和』概念の検討」『高知大学教育学部研究報告』第 68 号, 199-205 頁。
- 森田美佐 (2018)「働く母親のワーク・ライフ・バランスと『活躍』意識——首都圏で働く母親への聞き取り調査から」『高知大学教育学部研究報告』第 78 号, 319-329 頁。
- 長嶋俊介 (2000)「学の総合化と実践に向けた融合化——生活環境学知とその体系」長嶋俊介編『生活と人間の環境学』昭和堂, 2-16 頁。
- 斎藤悦子 (2011)「企業の社会的責任と生活経営学」『生活経営学研究』第 46 号, 35-43 頁。
- 重川純子 (2004)「夫妻の収入バランスが夫妻関係に及ぼす影響」『家計経済研究』第 64 号, 35-44 頁。
- 重川純子・山田篤裕 (2012)「日本におけるミニマム・インカム・スタンダードの適用とその結果」『社会政策』通巻第 11 号, 73-86 頁。
- 重川純子 (2016)「妻と夫の経済関係」『生活経済学』放送大学教育振興会, 161-177 頁。
- 重川純子 (2018)「生活経営におけるワーク・ライフ・バランス」『2018 年生活経営学部会夏期セミナー報告要旨集』12 頁。
- 田野井真美・水本徳明・大久保一郎 (2012)「中学校教員のワーク・ライフ・バランス——生活時間と役割葛藤の視点から」『日本家政学会誌』第 63 卷第 11 号, 725-736 頁。
- 吉田仁美 (2017)「女性聴覚障害者の育児活動の実態——仕事と育児の両立の観点から」『生活経営学研究』第 52 号, 58-67 頁。